

関西学院大学 研究成果報告

2026 年 5 月 28 日

関西学院大学 学長殿

所属：法学部
職名：教授
氏名：笹川敏彦

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☒ 特別研究期間 ☐ 自由研究期間 ☐ 大学共同研究 ☐ 個人特別研究費 ☐ 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	ヨーロッパ会社法制におけるガバナンスの展開
研究実施場所	関西学院大学法学部
研究期間	2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日 (12 ヶ月)

◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

2025年度特別研究期間において、下記の4点について研究を行った。

第1に、ヨーロッパ会社法を概観し、全体像を明らかにする機会を得たので、同法について包括的な検討を試みた。同法は、「ヨーロッパ会社法に関する理事会規則」（以下、「SE規則」という）と「労働者の関与に関するヨーロッパ会社法を補完する理事会指令」から構成される。同法は、2001年に採択され、2004年に施行されたが、その採択までには、4つの法案が提案された。本研究期間の研究テーマとの関連で、各法案の機関構成の変遷についてとくに検討した。これらの変遷とヨーロッパ会社の設立および機関の概要について、2026年3月30日、「ヨーロッパ会社（SE）の規制と現状」というタイトルで研究報告を行った。この成果は、EU会社法の各分野に関する研究をまとめた研究書の出版が予定されており、そこに掲載される予定である。

第2に、ヨーロッパ会社法のガバナンスについて、とりわけフランスの観点から検討を進めた。ヨーロッパ会社の運営については、業務執行と監査・監督とを2つの機関に分けて行う「2層制」と、これを同一の機関で行う「1層制」のいずれかを各会社が定款で選択することになる。2層制は指揮機関と監督機関により構成され、1層制は管理機関から構成される。

ところで、フランスの1層制の株式会社は、当該会社の業務執行を取締役会の会長（président）に委ねるか、それとも会長とは別の執行役員（directeur générale）に委ねるかは、定款が定める条件に従って、取締役会が選択することになっている（商法典L.225-51-1条

1項)。従来、フランスの会社法は、業務執行の権限を取締役会の会長に集中させていたが（PDG）、2001年の改正によって、業務執行と監督を分離させることを目的として、会長とは別に、CEOに相当する執行役員を取締役会が選任し、当該執行役員に業務執行をさせる方式が認められるようになった。それゆえ、フランスに登録されたヨーロッパ会社が1層制を選択した場合に、同会社の業務執行を取締役会の会長ではなく、執行役員に委ねる（分離）ことができるかどうかフランスでは重要な問題となっている。

SE規則43条1項は、この点、「管理機関はヨーロッパ会社を運営する。構成国は、1人または2人以上の執行役員が、その領土内に定款上の本店を有する株式会社と同一の要件の下で、日常の業務執行につき責任を負う旨を定めることができる」と定める。取締役会の会長と執行役員の職務の分離を否定する論者は、SE規則43条の執行役員を選任することができるという選択肢を、フランスの立法者が、ヨーロッパ会社のために採択されたフランス法（商法典L.229-1条ないしL.229-15条）の中に導入していないことを主たる根拠として、分離を否定する。これに対し、分離を認める論者は、ヨーロッパ会社のために採択されたフランス法であるL.229-7条は、「ヨーロッパ会社の指揮および管理は、……を除き、本法典第5節第2款の諸規定により規律される」と定めているところ、職務の分離を認めるL.225-51-1条は、この「第5節第2款の諸規定」に含まれており、それゆえ、フランスに登録されたヨーロッパ会社にも同条は適用されると解し、分離を肯定する。フランスでは、近時、肯定論の方が有力であるようである。この点を含め、ヨーロッパ会社の運営機構全体について分析した。

第3に、本研究期間においては、EUの主要な構成国の1つであるフランスの会社法制についても、検討を進めた。まず、従来から継続しているフランス会社法の条文訳を行った（加藤徹＝小西みも恵＝笹川敏彦＝出口哲也「フランス会社法・補遺（10）」法と政治76巻1号）。具体的には、2023年の改正にもとづく国際的な組織再編（越境合併、越境分割等）の新設規定について翻訳を行った。これらの諸規定は、EU指令をフランスに国内法化したものであり、前述のヨーロッパ会社法において達成された成果の影響がみられた。

次に、報告者はフランスの組織再編法制に興味を有していることから、吸収合併における消滅会社の少数派社員の排除に関するフランスの破毀院商事部2020年12月2日判決について検討し、報告した（フランス企業法研究会、2025年9月13日、広島修道大学）。これは、消滅会社の少数株主が保有していた株式数が、存続会社の株式1株を取得するには不十分である場合において、存続会社側から当該少数株主の株式の買取りを提案したところ、当該少数株主は交換比率に異議を唱えこれを拒否したため、合併の効力発生日後、当該少数株主の株式は端株となった事案である。破毀院は、当該少数株主による破毀申立てを斥けている。この判例報告については、報告原稿に加筆・修正を加えているところであり、公表する予定である。

第4に、わが国の会社法制については、2件の判例評釈を行った。まず、株券発行前にした株式譲渡の効力と譲受人による株券発行請求権の代位行使に関する最判令和6年4月19日について、判例評釈を執筆した（『私法判例リマックス』71号78～81頁）。次に、役員の選任に係る株主総会決議の定足数に頭数要件を設ける定款規定の有効性に関する東京高判令和4年10月31日について、判例報告を行った（京都大学商法研究会、2026年2月20日）。また、会社法・金融商品取引法の教科書として、徳本穰編『会社法・金融商品取引法入門』（法律文化社、2025年）において、「第7章 会社の基礎の変更」（藤田真樹准教授と分担）および「第8章 国際会社法・外国会社」の項目を担当し、執筆した。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。